

公共データ	カテゴリー	民間ニーズの 高い情報の 種類	主な定義(目的等)	データ概要(収集している主な情報の項目)	法令規則名	情報整備・ 更新・活用 の主体	固有の法令規則						利用条件			
							情報の整備		情報の更新	情報の管理	外部への情報の提供			個人情報保護	著作権保護	その他
							媒体	空間位置情報との関係			媒体	空間位置情報との関係				
1	路外駐車場 設置届	観光	#8 路外 駐車場の設 置	都市計画区域内で、有料で路外駐車場 を管理する事業者が、都道府県等に対 し提出する届出書。	駐車場法 駐車場法施行令 駐車場法施行規則 東京都駐車場条例 東京都駐車場条例 施行規則 道路交通法	都道府県知 事(市の区 域内にあつ ては、当該 市の長。)	路外駐車場(500㎡以 上)で駐車料金を徴収 する場合、事前に、必 要事項を都道府県知 事に届け出なければな らない。	①路外駐車場管理者の住所(法人にあっては、主たる事務所の 所在地並びに代表者の住所)(駐車場法第13条第2項第2 号) ②駐車場の位置(駐車場法施行規則別記様式) ③路外駐車場の位置を表示した地形図(1/10,000以上)(駐車 場法施行規則第1条第1号) ④路外駐車場の区域、自動車の出口及び入口、自動車の車 路その他の主要な施設、路外駐車場の周辺の道路等を標示し た平面図(1/200以上)(駐車場法施行規則第1条第2号) ⑤各階平面図並びに2面以上の立面図及び断面図(建築物の 場合、1/200以上)(駐車場法施行規則第1条第3号)	届け出である事項を変更し ようとするときは、届け出な ければならないとされてい る。 また、路外駐車場の全部 又は一部の供用を休止又 は廃止したときは、10日 以内に届け出なければなら ないとされている。 ※ 規定に違反した際には 罰則が課される。	情報の管理にかかる条項はない。	外部への情報の提供にか かる条項はない。	個人情報保 護にかかる 条項はない。	著作権保 護にかかる 条項はない。	500㎡以上の路外駐車場 が対象。	2.固有の法令規則に提供規定なし	
2	特定路外駐 車場設置届 出書	観光	#8 路外 駐車場の設 置、#25ユニ バーサル 対応(バリア フリー)し ている箇所 の情報(エレ ベーター、ス ロープ等)	都市計画区域内で、有料で特定路外駐 車場を管理する事業者が、都道府県等 に対し提出する届出書。	高齢者、障害者等の 移動等の円滑化の促 進に関する法律(バリア フリー新法) 高齢者、障害者等の 移動等の円滑化の促 進に関する法律施行 規則(バリアフリー新 法施行規則)	都道府県知 事(市の区 域内にあつ ては、当該 市の長。)	特定路外駐車場の設 置届には、特定路外駐 車場の名称、位置、規 模、構造、設備、供用 開始日などを記載する ほか、特定路外駐車 場の位置を表示した地形 図、特定路外駐車場の 区域、特定路外使用者 用駐車施設、移動等円 滑化経路を表示した平 面図を添付しなければ ならない。	①特定路外駐車場の位置を表示した地形図(1/10,000以上) (バリアフリー新法施行規則第7条第1項第1号) ②特定路外駐車場の区域、路外駐車場用駐車施設、移動等円 滑化経路等を表示した平面図 (1/200以上)(バリアフリー新法施行規則第7条第2号)	届け出である事項を変更し ようとするときは、届け出な ければならないとされてい る。 なお、変更の届出書に添 える図面は変更に係るも のだけであらなければならない。	情報の管理にかかる条項はない。	外部への情報の提供にか かる条項はない。	個人情報保 護にかかる 条項はない。	著作権保 護にかかる 条項はない。	500㎡以上で駐車料金を徴 収する路外駐車場のうち、 道路附属物としての駐車 場、公園施設としての駐車 場、建築物である駐車場、 建築物に附属する駐車場 を除いたものが対象。路外 駐車場移動等円滑化基準 への適合義務がある。	2.固有の法令規則に提供規定なし	
3	都市公園台 帳	観光	#24 公園 #32公衆トイ レ ※公園施設 のみ #25ユニ バーサル 対応(バリア フリー)し ている箇所 の情報(エレ ベーター、ス ロープ等)	都市公園を管理するための台帳。	都市公園法 都市公園法施行規則 都市公園法運用指 針	都市公園法 官(地方公共 団体の設置 に係る都市 公園は当該 地方公共団 体、国の設 置に係る都 市公園は国 交通大臣)	(都市公園法施行規則第10条第2項) ①所在地 ②公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園 施設についての、公園管理者以外の公園設置者の住所(法人 にあっては住所) ③主要な占有物件についての、都市公園の占有者の住所(法人 にあっては住所) ④以下の事項が記載された平面図(1/1,200以上) イ 付近の地形、方位及び幅尺 ロ 都市公園の区域の境界線 ハ 公園保全立体区域の境界 ニ 行政区画名、大字名、字名及びその境界線、ホ 地形、ヘ 敷地の土地所有者別の 区分、ト 主要な公園施設、チ 主要な占有物件、リ 公園一体建物	調査及び図面の記載事項 に変更があったときは、公 園管理者は速やかに訂正 しなければならないことと されている。	公園管理者は、都市公園台帳を保 管しなければならないとされてい る。	個人情報保 護にかかる 条項はない。	著作権保 護にかかる 条項はない。	公園施設には便益施設と して「便所」が含まれている。	「公園管理者は、都市公園台帳の 閲覧を求められたときは、これを拒 むことができない。」	3.固有の法令規則に基づいて提供 可能		
4	交通/バリア フリー基本 構想	観光	#25ユニ バーサル 対応(バリア フリー)し ている箇所 の情報(エレ ベーター、ス ロープ等)	高齢者、身体障害者等の公共交通機関 を利用した移動の円滑化の促進に関する 法律(旧交通/バリアフリー法)における 移動円滑化の促進に関する基本方針に 基づき、市町村が、単独又は共同して、 当該市町村の区域内の重点整備地区 について、移動円滑化に係る事業の 重点的かつ一体的な推進に関する基本 構想をまとめたもの。	高齢者、身体障害者 等の公共交通機関を 利用した移動の円滑 化の促進に関する法 律(交通/バリアフリー 法)※ バリアフリー新 法施行に伴い、平成20 年12月20日廃止。 高齢者、身体障害者 等の公共交通機関を 利用した移動の円滑 化の促進に関する法 律(交通/バリアフリー 法)※ バリアフリー新 法施行に伴い、平成20 年12月20日廃止。	市町村、特 別区	(交通/バリアフリー法第6条) ①重点整備地区の位置及び区域 ②特定旅客施設、特定車両、特定経路を構成する一般交通用 施設及び当該特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として 利用される公共用施設について移動円滑化のために実施す べき特定事業その他の事業に関する事項 ③前号に規定する事業と併せて実施する土地地区面整理事業 市街地再開発事業その他の市街地再開発事業に關し移動円滑 化のために考慮すべき事項その他の必要な事項 (移動円滑化の促進に関する基本方針) ①特定事業が実施される概ねの移動経路 ②土地地区面整理事業や市街地再開発事業の概ねの位置又は 区域	基本構想の策定に際して は、基本構想の作成にか かる事項が採用される。 関係する公共交通事業者 等、道路管理者及び都 道府県公安委員会と協議 しなければならない。	情報の管理にかかる条項はない。	市町村は、基本構想を 作成したときは、遅滞なく、 これを公表し、主務大臣、都 道府県や関係機関に、基 本構想の写しを送付しな ければならない。	個人情報保 護にかかる 条項はない。	著作権保 護にかかる 条項はない。	移動円滑化の促進に関 する基本方針には、平成22 年度までの移動円滑化の 目標が記載されている。	3.固有の法令規則に基づいて提供 可能 「市町村は、基本構想を作成したと きは、遅滞なく、これを公表すると ともに、主務大臣、都道府県並びに 関係する公共交通事業者等、道路 管理者その他の一般交通用施設 及び公共用施設の管理者並びに 公安委員会に、基本構想の写しを 送付しなければならない。」		
5	交通/バリア フリー基本 構想の進捗 状況	観光	#25ユニ バーサル 対応(バリア フリー)し ている箇所 の情報(エレ ベーター、ス ロープ等)	交通/バリアフリー基本構想で記載された 目標の進捗管理のため、特定事業計画 報告をさせたり、関係業者へ立ち入り 検査を行い、進捗状況をまとめたもの。	高齢者、身体障害者 等の公共交通機関を 利用した移動の円滑 化の促進に関する法 律(交通/バリアフリー 法)※ バリアフリー新 法施行に伴い、平成20 年12月20日廃止。 高齢者、身体障害者 等の公共交通機関を 利用した移動の円滑 化の促進に関する法 律(交通/バリアフリー 法)※ バリアフリー新 法施行に伴い、平成20 年12月20日廃止。 移動円滑化の促進に 関する基本方針※ バリアフリー新法施行 に伴い、平成20年12 月20日廃止。	主務大臣 (国土交通 省) ※ 市町村 は移動円滑 化のための 施設・設備 の整備状況 等を把握す ることが望 ましいとさ れている。	市町村は、基本構想が 作成された後も、移動 円滑化のための設 施・設備の整備状況等 を把握するとともに、必 要に応じて基本構想の 見直しを行うことが望ま しいとされている。	情報の更新にかかる条項 はない。	情報の管理にかかる条項はない。	外部への情報の提供にか かる条項はない。	個人情報保 護にかかる 条項はない。	著作権保 護にかかる 条項はない。	特になし。	2.固有の法令規則に提供規定なし		

No.	公共データ	カテゴリ	民間ニーズの高い情報の種類	主な定義(目的等)	データ概要(収集している主な情報の項目)	固有の法令規則											利用条件
						法令規則名	情報整備・更新・活用主体	情報の整備		情報の更新	情報の管理	外部への情報の提供		個人情報保護	著作権保護	その他	
								媒体	空間位置情報との関係			媒体	空間位置情報との関係				
6	道路台帳	観光/インフラ整備/エアーマーケティング	#25ユニバーサル対応(バリアフリー)している道の情報(エレベーター、スロープ等)、#26坂道の勾配情報、#67街路灯、#70道路橋の入口ベタクどの重さ(耐えられるか)、#88周辺の道路状況、#90道路幅員や車線情報	道路管理者が道路の区域の境界線、道路の施設の現況、占有物件、沿道の状況等管理の基礎的事項を把握し、道路管理事務を円滑に遂行するため、また、道路に接する沿道私人のため、道路法が及ぶ領域を常に明確にしておくため、作成される台帳。	(道路台帳の記載情報) ①道路番号、②道路の種類、③路線名、④道路管理者、⑤路線の指定又は認定の年月日、⑥路線の起点及び終点、⑦路線の主要な経過地、⑧路線の延長、⑨路線の内訳、⑩供用されている区間の延長(実延長、重複延長) 2)供用されていない区間の延長 3)実延長の内訳(a)道路 b)トンネル(個数、延長) c)橋(種類別個数、延長) ④渡船施設(①渡船場(個数、延長) ②渡船(船数、運行距離) a)路面の種類別車道の幅員別延長 b)自動車交通不能区間の延長、⑩供用開始の区間及び年月日、⑪道路の敷地の面積及びその内訳、⑫鉄道又は新設軌道との交差(交差の方式別個数)、⑬緩小車道幅員及び箇所、⑭緩小曲線半径及び箇所、⑮急急緩急箇所及び箇所、⑯有料の道路、⑰区間 2)延長 3)管理者 4)根拠条項 5)料金徴収期間 6)延長の内訳(①)道路トンネル・橋・渡船施設別延長 ②車道の幅員別延長 7)駐車場(①位置 ②規模(面積、駐車台数) ③構造 ④管理者 ⑤根拠条項 ⑥料金徴収開始の日)、⑫道路と地帯を兼ねる主要な他の工作物の概要(道路用エレベーターなど)、⑬道路一体建築物の概要、⑭協定利便施設の概要、⑮軌道その他主要な占有物件の概要、(21)その他特記すべき事項、(22)調整の年月日 (その他の調査) ※ 記載事項は調査票参照のこと。 (図面の記載情報) ①道路の区域の境界線、②市町村、大字及び字の名称及び境界線、③車道の幅員が0.5m以上変化する箇所ごとにおける当該箇所車道の幅員、④曲線半径(30m以上のものを除く)、⑤断続勾配(8%未満のものを除く)、⑥路面の種類、⑦トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称、⑧自動車交通不能区間(個数、曲線半径、勾配)、⑨他の道路の状況により最大積載量4tの貨物自動車が行き止まりにできない区間(あり)、⑩道路種別その他主要な道路の附属物、⑪道路の敷地の固有、地方公共団体有又は民有の別及び民有地の地番、⑫道路と効用を兼ねる主要な他の工作物、⑬交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名、⑭交差する軌道又は新設軌道及びこれらの名称、⑮軌道その他主要な占有物件、⑯道路一帯建築物、⑰協定利便施設、⑱調整の年月日	道路法施行規則 道路法施行規則の改正について 道路台帳作成要領	道路管理者は、その管理する道路の台帳を調整し、保管しなければならない。 道路管理者は、その管理する道路の台帳を調整し、保管しなければならない。 道路管理者は、その管理する道路の台帳を調整し、保管しなければならない。 道路管理者は、その管理する道路の台帳を調整し、保管しなければならない。	道路管理者は、これを保管する義務があり、市町村は関係市町村の事務において保管するものとされている。 なお東京都の道路台帳作成要領にある一部図面への言及を除き保存年限についての規定はない。	道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合において、これを拒むことができない。 東京都の道路台帳作成要領には複写サービスへの言及があるが、法令中には規定がない。	—	—	個人情報保護にかかるとはならない。	著作権保護にかかるとはならない。	市町村は市町村道の管理を行う。	3.固有の法令規則に基づいて提供可能 「道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。」		
7	市町村地域防災計画における避難所情報	防災	#43避難所情報(名称・住所・収容人数等)	北地区地域防災計画において定められた避難所。区立小・中学校が避難所として、区民センター、ふれあい館、元氣がらぎ、老人いこいの家、障害者福祉センター等の施設が二次避難所として指定されている。	①避難所 1)名称 2)住所 3)電話番号 ②二次避難所 1)名称	災害対策基本法 東京都北地区防災会議条例 東京都北地区地域防災計画(平成20年修正)	市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成することとしている。 当該計画は、避難所の災害応急対策等に關する計画を定めることとされている。	市町村防災会議は、毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされている。	情報管理にかかるとはならない。	—	—	個人情報保護にかかるとはならない。	著作権保護にかかるとはならない。 特になし。	3.固有の法令規則に基づいて提供可能 「市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。」			
8	航空写真	防災	#48空き地	空中写真は、航空機等の航空カメラからほぼ鉛直下方の地表面を写した垂直写真のことであり、現実社会を把握する地理空間情報として活用分野が拡大している。行政分野では、空中写真測量、地形・土地利用の判読解析、国土の利用、保全、防災計画、災害状況調査、地理情報システムの背景画像、固定資産業務等で活用されている。空中写真の撮影機材は、その利用目的に応じて異なる。公共測量における地図作成の代表的なものとして、都市計画基本図などの地図情報レベル2500(1/2,500の地図と同等の精度)を作成する場合では、撮影縮尺1/10,000～1/12,500(数値化された空中写真の地上画素寸法では20cm～25cm程度)として、公共測量の作業規程の準則において標準の写真縮尺と定められている。なお、デジタル航空カメラの出現により、撮影される画像の解像度が高くなり、現在の技術では、地上画素寸法5cm程度の空中写真が撮影、提供されている。	—	測量法 測量法施行規則 作業規程の準則 測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領	公共測量は測量計画機関が実施機関となっている。	航空写真の整備を義務付ける法令規則はないが、市町村が公共測量として実施する際の作業規程に關しては、作業規程の準則の中で、空中写真測量の標準的な作業方法が定められている。	国土交通大臣は、必要があると認めるときは、公共測量の計画または実施に供する必要があるもの、発行または電磁的方式で提供される状態に置かなければならないとの規定がある。	—	—	—	公共測量の成果を複製する際には、あらかじめ測量計画機関の承認が必要とされている。 他、成果を使用して刊行物を刊行する場合、あるいは電磁的方式で不特定多数の者が提供を受ける状態に置く場合は、刊行物に出品を明記することとされている。	3.固有の法令規則に基づいて提供可能 「公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置くことをするために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。」			
9	都市計画基礎調査に合わせた地方自治体の調査	防災/インフラ整備	#48空き地、#51建物の構造データ、#68建造物竣工	都道府県が、概ね5年ごとに都市計画を策定するため、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などに関する現況及び将来の見通しについての調査を、基礎調査として行ったもの。	1.地帯の分布の状況 地帯分布、地帯の変動 2.事業所数、従業員数、製造業出荷額及び商業販売額 産業大分類別事業所数及び従業員数、産業中分類別製造業出荷額、産業中分類別商業販売額 3.職業分類別就業人口の規模 4.世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情 地区別住宅の所有関係別世帯数、地区別持家率、地区別普通世帯の量数、地区別普通世帯の1人当たり量数、住居状態の市町村単位でのマクロな把握 5.建築物の用途、構造、建築面積及び延べ面積 建築物用途別現況、建物特定用途の分布状況、地区別新築状況、中心市街地の建物構造別現況、建物1階部分の用途別現況 6.都市施設の位置、利用状況及び整備の状況 7.国有地及び公有地の位置、区域、面積及び利用状況 8.土地の自然的環境 気象調査、地質土壌調査、植生調査、動物相調査、緑地調査 9.宅地開発の状況及び建築の動態 宅地開発等の状況、面整備実績、農地転用状況、市街地調整区域内開発、宅地開発区域内の市街地形成 10.公害及び災害の発生状況 既往水害の分布、既往火災の分布、公害現況 11.都市計画事業の執行状況 法遵状況、再開発・高度利用、条例・協定等、地区計画等 12.レクリエーション施設の位置及び利用の状況 13.地域の特性に応じて都市計画策定上必要と認められる事項	【調査主体】 都道府県 都市計画法第6条第1項) ※市町村は協力をを行う。	都市計画基礎調査の調査項目は、都市計画法施行規則で定められている他、具体的な仕様(計画法建設省の都市計画基礎調査要領)で定められている。 なお、都市計画基礎調査要領には、「建物構造別・階数別現況」の調査方法についても言及されており、家屋課税台帳、現地調査によることとされている。	調査結果が利用しやすい形で処理する。 パソコン等による処理の検討も必要。 都市計画基礎調査実施要領)	概ね5年ごとに都市計画基礎調査を実施。	情報管理に関する条項はない。	—	—	個人情報保護にかかるとはならない。 著作権保護にかかるとはならない。	—	2.固有の法令規則に提供規定なし		

公共データ	カテゴリ	民間ニーズの高い情報の種類	主な定義(目的等)	データ概要(収集している主な情報の項目)	固有の法令規則										利用条件		
					法令規則名	情報整備・更新・活用の主体	情報の整備		情報の更新	情報の管理	外部への情報の提供		個人情報保護	著作権保護		その他	
							媒体	空間位置情報との関係			媒体	空間位置情報との関係					
10	洪水ハザードマップ	防災	#53 防災地図 破堤、はん濫等の浸水情報および避難に関する情報を住民にわかりやすく提供することにより人的被害を防ぐことを主目的として、市町村により作成されるもの。	(1) 共通項目 共通項目とは、浸水情報と避難情報として洪水ハザードマップにとって必要最小限の記載項目をいう。 ① 浸水想定区域と被害の形態 ② 避難場所 ③ 避難時危険箇所 ④ 洪水予報等、避難情報の伝達方法 ⑤ 気象情報等の在りか (2) 地域項目 地域項目は、地域の特性に応じて避難時に活用できる情報や、平常時に住民が水害に関する意識を高めるために役立つ項目をいい、記載項目については、作成主体である市町村長が記載するかどうかを判断する。 ① 避難活用情報 ② 浸水想定区域以外の浸水情報 ③ 避難の必要な区域 ④ 河川のはん濫特性 ⑤ 避難時の心得 ⑥ 避難勧告等に関する事項 ⑦ 地下街等に関する情報 ⑧ 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の情報 ⑨ 災害学的情報 ⑩ 水害の発生メカニズム、地形とはん濫形態 ⑪ 洪水の危険性、被害の内容、既往洪水の情報 ⑫ 気象情報に関する事項 ⑬ 水害に備えた心構え	水防法 水防法施行規則 洪水ハザードマップ作成要領(平成17年) 洪水ハザードマップ作成の手引き(平成17年6月)	市町村長	水防法では、浸水想定区域を含む市町村は、市町村地域防災計画の中に定められる。洪水予報等の伝達方法、避難場所等の情報を住民に周知させるため、印刷物の配布等を行わなければならないとされている。その観点から、市町村長が洪水ハザードマップを作成する場合、作成要領が定められている。	(洪水ハザードマップ作成の手引き第1編第5) 基礎(1/10,000~1/15,000程度を標準) 浸水想定区域と被害の形態(範囲) 避難場所(所在地) 避難時危険箇所(土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、アンダーパス) 気象情報等の在りか(水位観測所、雨量観測所の名称および所在地) 浸水想定区域以外の浸水情報(浸水実績(破堤地点・浸水区域)、浸水予想、内水、浸水常襲地帯等)(浸水範囲) 避難の必要な区域 地下街等に関する情報(所在地) 特に防災上の配慮を必要とする者が利用する施設情報(所在地)	市町村長は、浸水想定区域の変更状況等を考慮し、洪水ハザードマップを見直すこととされている。	情報の管理にかかる条項はない。	洪水ハザードマップは、住民に対し速やかに公表・配布し、その普及に努めるものとされている。	(洪水ハザードマップ作成の手引き第3編2) インターネット 地域で利用頻度の高い配布物(電話帳レットページ、広報紙、新聞等)	個人情報保護にかかる条項はない。	著作権保護にかかる条項はない。	洪水ハザードマップに民間で販売されている地図を利用する場合には、その著作権者に對し、「利用の許諾」「引用としての利用」等の手続きをしなければならないとされている。	洪水ハザードマップに民間で販売されている地図を利用する場合には、測量法に基づく手続きが必要とされている。	3.固有の法令規則に基づいて提供可能 「市町村長は、作成した洪水ハザードマップが有効に活用されるよう住民に対し速やかに公表・配布し、その普及に努めるものとする。」
11	道路占用許可申請書	観光/防災/インフラ整備/エアーマーケティング	#34マンホール、#36郵便ポスト、#57公衆電話、#65道路工事、#69地下建設物の埋設時期、#72上下水道情報、#133電柱 道路を工事等により継続して使用するなどの許可を得るため、道路管理者(市町村道の場合は市町村)に提出する申請書。	① 占有の目的 ② 占有の場所 路線名、車道・歩道・その他、場所 ③ 占有の物件 名称、規模、数量 ④ 占有の期間 ⑤ 占有物件の構造 ⑥ 工事の種類 ⑦ 工事実施の方法 ⑧ 道路の復旧方法 ⑨ 備考 (添付書類) ① 案内図・位置図 ② 平面図・断面図 ③ 現場写真 ④ 構造図	道路法 道路法施行規則 道路法施行規則 道路占用許可にかかわる申請手続きの簡素化及び一層の弾力化について 道路占用許可(更新) 手続簡素化措置の徹底について 東京都北区道路占用規則 東京都北区道路占用許可取扱規程 浦安市道路占用規則	道路管理者(市町村道)の管理はその路線の存する市町村)	道路に、法令中に定められた工作物、物を、施設を設け、継続して道路を使用する場合、申請書を提出し、道路管理者の許可を受けなければならないこととされている。 なお、違反して占用した場合、罰則が規定されている。	一部は市町村では情報処理システムを利用した申請もとされている(東京都北区道路占用規則第3条の2)	(道路法施行規則様式第5) ① 占有の場所(路線名、車道・歩道・その他、場所) ② 添付書類(道路占用の場所等明らかにした図面)	変更する場合には、政令で定める軽易なものでない限り、事前に道路管理者の許可を受けなければならないとされている。違反した場合には罰則が規定されている。 なお、工作物、物件または施設の区分に応じ、占有期間の上限が定められており、長期にわたって占有する場合は、最長でも10年おきに更新の許可申請を行わなければならないとされている。	外部への情報の提供にかかる条項はない。	外部への情報の提供にかかる条項はない。	個人情報保護にかかる条項はない。	著作権保護にかかる条項はない。	道路使用許可申請を合わせて提出する必要がある場合は、道路占用許可申請書も併せて警察署に提出することができる。	2.固有の法令規則に提供規定なし	
12	道路工事施工承認申請書	インフラ整備	#65道路工事 車の出入りのため、歩道を切り下げたり、ガードレールなどを撤去したりする工事など、自費工事を行うとき、道路管理者に申請するための書類。	① 施工目的 ② 施工場所 路線名 歩道・車道・その他の別場所 ③ 工事概要 工事種別 施工数量 ④ 工事の期間 工事の期間 一時施工・永久施工の別 ⑤ 施工方法 直営・請負の別 施工業者の住所 業者名 担当者 連絡先 ⑥ 添付書類 位置図・現況図・計画図・構造図・交通規制図・現場写真・誓約書・その他	道路法	道路管理者(市町村道)の管理はその路線の存する市町村)	申請書の記載内容を規定する法令はない。	情報更新にかかる条項はない。	情報の管理にかかる条項はない。	外部への情報の提供にかかる条項はない。	外部への情報の提供にかかる条項はない。	個人情報保護にかかる条項はない。	著作権保護にかかる条項はない。	特になし。	2.固有の法令規則に提供規定なし		
13	屋外広告物等表示許可申請書	インフラ整備	#66看板の建て替えなど変化予定情報 良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物等の表示又は掲出物件の設置について、都道府県知事(又は政令指定都市や中核市の市長)の許可を得るための申請書。	以下の項目が記載。 1 申請者の住所、氏名(法人にあっては、主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名、電話番号) 2 工事施工者及び広告意匠設計者の住所氏名(同上) 3 屋外広告物等の管理者の住所氏名(同上) 4 表示又は設置の場所 5 表示又は設置の期間 6 数量 7 付近見取図 8 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面 9 意匠、色彩及び表示又は設置の方法を示す案面 10 他の所有者又は管理者の同意書等 11 他の法令に基づく許可書、確認書等 12 既設の広告物等の形状及び表示面積並びに申請に係る広告物等と既設の広告物等との位置関係を明らかにした図面 13 工事完成予定期日	屋外広告物法 千葉県屋外広告物条例施行規則	都道府県、政令指定都市、中核市が整備主体となっているが、一部の市町村に権限委譲されている。	都市計画区域もしくは都市計画区域外にあっては、知事が指定する区域において、広告物を表示又は設置する際には、屋外広告物等表示(設置)許可申請書を事前に提出しなければならない。	1 申請者の住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地) ※ 住所の定義の記載なし(以下同様) 2 工事施工者及び広告意匠設計者の住所(同上) 3 屋外広告物等の管理者の住所(同上) 4 表示又は設置の場所 5 付近見取図 6 既設の広告物等の形状及び表示面積並びに申請に係る広告物等と既設の広告物等との位置関係を明らかにした図面	許可の有効期間は3年以上とされている。更新に当たっては再度申請が必要である。変更、改造、除去に当たっては、知事の許可、届け出が必要となっている。	情報の管理にかかる条項はない。	外部への情報の提供にかかる条項はない。	外部への情報の提供にかかる条項はない。	個人情報保護にかかる条項はない。	著作権保護にかかる条項はない。	屋外広告物とは常時又は一定期間継続して屋外に公衆に表示されるもの。量販維持の観点から都道府県が表示を禁止することができる。	2.固有の法令規則に提供規定なし	
14	街路灯台帳	インフラ整備	#67街路灯 街路灯の管理番号や位置情報などを管理した台帳。	道路法 道路法施行規則	道路管理者(市町村道)の管理はその路線の存する市町村)	道路管理者は、その管理する道路の台帳を調整し、保管しなければならないとされている。主要な道路の付属物についても記載するものとされている。	道路台帳その他主要な道路の付属物(1/1000以上の平面図)	調査及び図面は、記載事項に変更があった時は、すみやかにこれを訂正しなければならないとされている。	道路管理者は、その管理する道路の台帳を保管しなければならないとされている。 市町村道に係る道路台帳は関係市町村の事務所において保管するものとされている。	道路管理者は、道路台帳の間取りを求めた場合においては、これを拒むことができない。	個人情報保護にかかる条項はない。	著作権保護にかかる条項はない。	街路灯は「道路の付属物」として位置付けられている。	「道路管理者は、道路台帳の間取りを求められた場合においては、これを拒むことができない。」	3.固有の法令規則の規定に基づいて提供可能 「道路管理者は、道路台帳の間取りを求められた場合においては、これを拒むことができない。」		
15	電線共同溝占用許可申請書	インフラ整備	#69地下埋設物の埋設時期 電線共同溝を整備すべき道路として指定された道路において、電線共同溝の占用に関する道路管理者の許可を得るための申請書。	① 申請者の住所、氏名、(法人の場合)担当者名、電話番号 ② 敷設計画書 1) 電線共同溝を整備すべき道路として指定された区間 2) 敷設区間 3) 電線の種類(通信線か電力線か) 4) 電線の数量(延長、径長及び束数) 5) 電線の構造(外径、光ケーブルか同軸ケーブルかその他) 6) 電線共同溝に電線を敷設する予定期間 7) 敷設年次計画 8) 埋設物物件 ③ 添付書類 1) 電線共同溝の建設若しくは増設又は占用によって支出を免れることとなる金額の算出に必要な資料 2) 電線共同溝に敷設する電線に接続する電線又は当該電線を収容するための施設の概要を示す書類及び図面 3) その他必要に応じ、参考となるべき書類及び図面	電線共同溝の整備等に関係する特別措置法 電線共同溝の整備に関する特別措置法施行規則 電線共同溝整備道路の指定、電線共同溝の占用の許可等の事務手続きについて	道路管理者(市町村)の管理は、その管理する道路の台帳を調整し、保管しなければならないとされている。主要な道路の付属物についても記載するものとされている。	電線共同溝の占用を希望する者は、道路管理者に電線共同溝の占用の許可を申請することができる。申請書には、当該電線共同溝の敷設する予定期間の記載をするることとなっている。	① 申請者の住所 ② 敷設計画書 ③ 添付書類 1) 電線共同溝に敷設する電線に接続する電線又は当該電線を収容するための施設の概要を示す書類及び図面	電線共同溝の増設の際には、電線共同溝の占用許可の新たに申請する。	情報の管理にかかる条項はない。	外部への情報の提供にかかる条項はない。	外部への情報の提供にかかる条項はない。	個人情報保護にかかる条項はない。	著作権保護にかかる条項はない。	特になし。	2.固有の法令規則に提供規定なし	
16	橋梁台帳	インフラ整備	#70道路・橋のスペック 橋梁を管理するための台帳。	① 橋長 ② 幅員 ③ 設計荷重(適用示方書) ④ 設計震度 ⑤ 基礎の形式及び根入れ長 ⑥ 地盤条件 ⑦ 主要部分の構造図 ⑧ 竣工年月 ⑨ その他将来の維持管理に必要な事項	情報整備・更新・活用の主体にかかわる条項はない。	橋梁台帳は、定められた必要事項を記載し、保管しなければならないとされている。	地盤条件	橋梁台帳は、定められた必要事項を記載し、保管しなければならないとされている。	情報の更新にかかる条項はない。	橋梁台帳は、定められた必要事項を記載し、保管しなければならないとされている。	外部への情報の提供にかかる条項はない。	個人情報保護にかかる条項はない。	著作権保護にかかる条項はない。	特になし。	2.固有の法令規則に提供規定なし		

	公共データ	カテゴリ	民間ニーズの高い情報の種類	主な定義(目的等)	データ概要(収集している主な情報の項目)	固有の法令規則										利用条件	
						法令規則名	情報整備・更新・活用の主体	情報の整備		情報の更新	情報の管理	外部への情報の提供		個人情報保護	著作権保護		その他
								媒体	空間位置情報との関係			媒体	空間位置情報との関係				
23	外国人登録人口調査票(平成24年7月8日現在)	エリアマーケティング	#118外国人登録	外国人の居住関係及び身分関係を明確にするため、在留外国人の公正な管理を行うため、在留する外国人を登録した記録、毎年末の外国人登録記録に基づき、在留外国人の状況を明らかにした外国人統計を作成されていた。なお、出入国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、平成24年7月廃止された。	①登録番号 ②登録の年月日 ③氏名 ④出生の年月日 ⑤男女の別 ⑥国籍 ⑦国籍の属する国における住所又は居所 ⑧出生地 ⑨職業 ⑩旅券番号 ⑪旅券発行の年月日 ⑫上陸許可の年月日 ⑬在留の資格(入管法に定める在留資格及び特別永住者として永住することができる資格をいう。) ⑭在留期間(入管法に定める在留期間をいう。) ⑮原住地 ⑯世帯主の氏名 ⑰世帯主との続柄 ⑱申請に係る外国人が世帯主である場合には、世帯を構成する者の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄 ⑲本市にある父母及び配偶者の氏名、出生の年月日及び国籍 ⑳勤務所又は事務所の名称及び所在地	在留外国人統計	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)
24	人口動態調査	エリアマーケティング	#121流動力状態(国勢調査)	(調査中)	(調査中)	戸籍法 人口動態調査令施行細則	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)
25	人口統計	エリアマーケティング	#119人口	(調査中)	(調査中)	住民基本台帳法 千葉県毎月常住人口調査要綱	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)	(調査中)
26	都市計画図	観光/防災	#134 都市計画図	各都市計画で定める事項を、縮尺25,000分の1以上の地形図として一葉の図面に表したものである。	①区域区分に関する都市計画 概ねの区域 ②地域地区に関する都市計画 10ha未満の地域地区 概ねの位置 10ha以上の地域地区 概ねの区域 ③都市施設に関する都市計画 概ねの区域 ④都市施設に関する都市計画 10ha以上の1団地の住宅施設・官公庁施設・流通業務用地・津波防災拠点市街地形成施設にあって 概ねの区域 その他の都市施設 概ねの位置 ⑤市街地開発事業に関する都市計画 概ねの施行区域 ⑥防災街区整備地区計画 概ねの区域 ⑦地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画及び集落地区計画に関する都市計画 概ねの区域	都市計画法 都市計画法施行規則 都市計画運用指針第6版	都道府県又は市町村(計画の内容により作成主体が異なる)	都市計画は総括図、計画図、計画書によって表示することとされている。総括図には、区域区分、地域、促進地区、都市施設等定められたい項目のおおむねの位置、おおよその位置項目をできる限り一葉の図面に表示することとされている。	以下に定める事項を表示した1/25,000以上の地形図 ①区域区分に関する都市計画 概ねの区域 ②地域地区に関する都市計画 10ha未満の地域地区 概ねの位置 10ha以上の地域地区 概ねの区域 ③促進地区に関する都市計画 概ねの区域 ④都市施設に関する都市計画 10ha以上の1団地の住宅施設、1団地の官公庁施設、流通業務用地又は1団地の津波防災拠点市街地形成施設 概ねの区域 その他の都市施設 概ねの位置 ⑤市街地開発事業に関する都市計画 概ねの施行区域 ⑥市街地開発事業等予定区域に関する都市計画 概ねの区域 ⑦地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画及び集落地区計画に関する都市計画 概ねの区域 (都市計画法施行規則第9条第1項)	都市計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならぬとされている。	運用指針では、住民が容易に閲覧・入手可能なよう、地域の実情に応じた、デジタル化を含む情報整備が望ましいとされている。	都市計画が決定したときは総括図、計画図、計画書またはその写しを、当該都道府県又は市町村の事務所に、一般の閲覧に供する等、公衆の閲覧に供しなければならぬとされている。また、国土交通大臣及び都道府県知事に写しを送付しなければならないとされている。	運用指針では、運用指針では、住民が容易に閲覧・入手可能なよう、地域の実情に応じた、デジタル化を含む情報整備が望ましいとされている。	個人情報保護にかかわる事項はない。	著作権保護にかかわる事項はない。	特になし。	「図書又はその写しを当該都道府県または市町村の事務所に備えおいて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により公衆の閲覧に供しなければならない」
27	都市計画図	観光/防災	#134 都市計画図	都市計画決定において、都市計画の規則及び区域を明確に表示するためのもの。縮尺2,500分の1以上で表記され、その背景図として都市計画基本図が用いられる。	①都市再開発の方針に定められている地区の区域 ②防災街区整備方針に定められている防災再開発促進地区の区域 ③地域地区の区域 ④促進地域の区域 ⑤遊休土地転換利用促進地区の区域 ⑥被災市街地復興推進地域の区域 ⑦都市計画施設区域 ⑧市街地開発事業の施行区域 ⑨市街地開発事業等予定区域の区域 ⑩地区計画の区域 ⑪防災街区整備地区計画の区域 ⑫歴史的風致維持向上地区計画の区域 ⑬沿道地区計画の区域 ⑭集落地区計画の区域	都市計画法 都市計画法施行規則 都市計画運用指針第6版	都道府県又は市町村(計画の内容により作成主体が異なる)	都市計画は総括図、計画図、計画書によって表示することとされている。計画図は、定められた項目につき、土地に関する権利を有する者が、権利の係る土地がどの区域に含まれるかを容易に判断できるものではないとされている。	①都市再開発の方針に定められている地区の区域 ②防災街区整備方針に定められている防災再開発促進地区の区域 ③地域地区の区域 ④促進地域の区域 ⑤遊休土地転換利用促進地区の区域 ⑥遊休土地転換利用促進地区の区域 ⑦被災市街地復興推進地域の区域 ⑧都市計画施設区域 ⑨市街地開発事業の施行区域 ⑩市街地開発事業等予定区域の区域 ⑪防災街区整備地区計画の区域 ⑫歴史的風致維持向上地区計画の区域 ⑬集落地区計画の区域 (都市計画法第14条第2項) 平面図(1/2,500以上) (都市計画法施行規則第9条第2項)	都市計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならぬとされている。	運用指針では、住民が容易に閲覧・入手可能なよう、地域の実情に応じた、デジタル化を含む情報整備が望ましいとされている。	都市計画が決定したときは総括図、計画図、計画書またはその写しを、当該都道府県又は市町村の事務所に、一般の閲覧に供する等、公衆の閲覧に供しなければならぬとされている。また、国土交通大臣及び都道府県知事に写しを送付しなければならないとされている。	運用指針では、運用指針では、住民が容易に閲覧・入手可能なよう、地域の実情に応じた、デジタル化を含む情報整備が望ましいとされている。	個人情報保護にかかわる事項はない。	著作権保護にかかわる事項はない。	特になし。	「図書又はその写しを当該都道府県または市町村の事務所に備えおいて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により公衆の閲覧に供しなければならない」
28	都市計画基本図	インフラ整備	#71 地盤の高さ情報、#134 都市計画基本図	都市計画法第14条第1項で規定する都市計画の法定図書である総括図、計画図等の基本となる地形図(白地図)を示すもの。白地図、都市計画基本図、1/2,500の地形図等ともいわれる。	①境界等 ②交通施設 1)道路 2)道路施設 3)鉄道 4)鉄道施設 ③建物等 1)建物 2)建物の付属物(門や屋門) 3)建物記号 ④小水体 ⑤水部等 1)水部(例、河川、海岸線等) 2)水部に関する構造物(例、ダム、せき、水門、防波堤) ⑥構造物(例、人工斜面、土堤等) ⑦埋地(例、城跡、史跡等) ⑧緑生 ⑨地形 1)等高線 2)変形地(例小、土がけ) ⑩基準点	都市計画GISガイド 測量法施行規則 平成6年国土基本図 図式 作業規定の準則 測量成果及び測量記録閲覧規則	公共測量は測量法施行規則が実施機関とす。	都市計画基本図自体を定める法令はないが、都市計画総括図、計画図作成のために、都市計画関係部署で作成・管理している。測量成果及び測量記録は、大部分が公開されている。	国土交通大臣は、必要があるときは、公共測量の計画または実施については必要な助言を、公共測量の長期間計画もしくは年度計画の報告を求めることができる。	都市計画決定に関する区域や内容に関する情報は、都市計画関連部署だけでなく、住民や行政の他部署でも最新の情報をいつでも確認できるようにしておくことが必要とされている。	公共測量の測量成果は、一般の閲覧に供することが義務付けられている。測量成果の写し及びその原本又は抄本の交付を受ける場合は、国土地理院の長に申請をしなければならない。	【閲覧】 電子的に記録したものの出力用紙、ディスプレイ、マイクロリター、インターネットより行うことも可 【原本または抄本】	測量成果を利行または電磁的方式により特定の者が提供することができるといえる場合には、測量計画機関の承認を得、当該刊行物に出版を要記しなければならない。	個人情報保護にかかわる事項はない。	著作権保護にかかわる事項はない。	特になし。	「都市計画決定の情報は、都市計画関連部署だけでなく、住民や行政の他部署でも最新の情報をいつでも確認できるようにしておくことが必要である。また、都市計画が決定・更新された際は、市内の窓口等で閲覧・確認や53 条許可や用途地域証明発行等業務に利用できるように対応していくことが必要である。」
29	ボーリングデータ	インフラ整備	#136ボーリングデータ	公共事業や建築物の申請において、地質・土質に関する調査を行い、ボーリング柱状図、地質断面図、地質断面図にとりまとめたもの。	①報告文 ②ボーリング柱状図 ③地質断面図 ④地質断面図 ⑤コア写真 ⑥土質試験及び地盤調査 ⑦現場写真 など	地質調査資料確保 ボーリング柱状図作成要綱	情報整備の主体にかかわる事項はない。	情報の整備を義務付ける法令はないが、地質調査資料確保要綱は示されており、土地ボーリング柱状図、地質断面図等について、フォルダ構造、ファイル仕様等詳細が記載されている。	CD-ROMまたはMO(光磁気ディスク)が原則	情報の更新に係る事項はない。	情報の管理にかかわる事項はない。	外部への情報の提供にかかわる事項はない。	個人情報保護にかかわる事項はない。	著作権保護にかかわる事項はない。	特になし。	(調査中)	
30	自転車等駐輪場設置に関する総合計画	インフラ整備	#137駐輪場	自転車等の駐輪場に関する総合計画で定められた駐輪場のリストで、市が設置する駐輪場と百貨店・スーパーマーケット、銀行、遊技場等店舗面積5,000㎡以上の店舗等に義務付けられた駐輪場の設置に関する事項がある。	①総合計画の対象とする区域 ②総合計画の目標及び期間 ③自転車等駐輪場の整備の目標量及び主要な自転車等駐輪場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事項の概要 ④第5条第2項の規定により自転車等駐輪場の設置に協力すべき鉄道事業者(以下「設置協力鉄道事業者」という。)の譲渡措置 ⑤設置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針 ⑥自転車等の正しい駐輪方法の啓発に関する事項 ⑦自転車等駐輪場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐輪対策について必要な事項	自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐輪対策の推進に関する法律(自転車法)	市町村	市町村は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐輪需要の著しい地域又は自転車等の駐輪需要の著しいことが予想される地域において、自転車等の駐輪対策に関する総合計画を定めることができる。計画では、主要な自転車等駐輪場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事項の概要が定められる。	総合計画の変更は、計画を定める際の規定が準用される。	情報の管理にかかわる事項はない。	市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。	個人情報保護にかかわる事項はない。	著作権保護にかかわる事項はない。	特になし。	「市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。」		
31	自転車等駐輪場設置届出書	インフラ整備	#137駐輪場	条例により、百貨店・スーパーマーケット、銀行、遊技場等店舗面積5,000㎡以上の店舗等に義務付けられた駐輪場の設置にかかる届出書。	(百貨店・スーパーマーケット、銀行、遊技場・その他の商業施設、店舗面積5,000㎡以上の店舗等に設置する駐輪場) ①申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ②施設の使用及び店舗面積 ③駐輪場の位置及び規模 ④駐輪場の構造及び設備 ⑤その他規則で定める事項 ⑥添付書類 1)駐輪場の平面図及び設置場所を示す図面 2)駐輪場の概要図 3)店舗面積が算定できる図面	浦安市自転車駐輪場の設置及び自転車等の放置防止に関する条例 浦安市自転車駐輪場の設置及び自転車の放置防止に関する条例施行規則	市町村	市は、市常駐自転車駐輪場を設置すること、主要な駐輪場の整備及び自転車等の放置防止に関する事項を有する民間事業者には、定められた規模の駐輪場の設置を義務付けており、設置にあたっては、あらかじめ市長に届けなければならないとされている。	条例で設置が義務付けられる民間事業者が、届け出る内容を変更しようとする際には、あらかじめ市長に届けなければならない。	民間事業者が届け出る届出書自体については、情報の提供にかかわる規定はない。	個人情報保護にかかわる事項はない。	著作権保護にかかわる事項はない。	特になし。	2.固有の法令規則に提供規定なし			

公共データ	カテゴリ	民間ニーズの高い情報の種類	主な定義(目的等)	データ概要(収集している主な情報の項目)	固有の法令規則										利用条件	
					法令規則名	情報整備・更新・活用の主体	情報の整備		情報の更新	情報の管理	外部への情報の提供		個人情報保護	著作権保護		その他
							媒体	空間位置情報との関係			媒体	空間位置情報との関係				
32	開発許可申請書	インフラ整備	#138開発許可	都市計画区域又は準都市計画区域において、開発行為を行うとき、その許可を得るため、都道府県知事に提出する申請書。	<p>① 開発許可申請者住所及び地名</p> <p>② 開発行為の概要</p> <p>1) 開発区域に含まれる地域の名称、2) 開発区域の面積、3) 予定建築物等の用途、4) 工事施工者住所番号、5) 工事着手予定年月日、6) 工事完了予定年月日、7) 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のもの別、8) 法第34条の該当番号及び該当する理由、9) その他必要な事項</p> <p>③ 受付番号</p> <p>④ 許可に付した条件</p> <p>⑤ 許可書</p> <p>⑥ 添付書類</p> <p>1) 設計説明書 a) 開発区域内の土地の現況 b) 土地利用計画 c) 公共施設の整備計画、2) 設計書 a) 現況図 b) 土地利用計画 c) 造成計画平面図 d) 造成計画断面図 e) 排水施設計画平面図 f) 給水施設計画平面図 g) がけの断面図 h) 擁壁の断面図、3) 開発区域位置図、4) 開発区域区域図、5) 法第33条第1項第14号の相当数の同意を得たことを証する書類、6) 設計図を作成した者が(規則)第19条に規定する資格を有する者であることを証する書類、7) 法第34条第13号の届出をした者が、区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類、8) 津波災害特別警戒区域内における特定開発行為に係る工事に於いて、地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域の位置を表示した地形図</p>	<p>都市計画法</p> <p>都市計画法施行規則</p> <p>開発許可制度運用指針(開発指針)</p> <p>東京都開発登録簿閲覧所閲覧規則</p> <p>※ 東京都では、事務処理の特例により、特別区が処理することとされている。</p>	<p>都道府県知事(指定都市、中核都市、特別市の区域内にあっては当該指定都市等の長)</p> <p>都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、都道府県知事へ申請書を提出し、許可を受けなければならないとされている。</p>	<p>① 許可申請者住所(都市計画法施行規則第16条別記様式第2等)</p> <p>② 開発区域に含まれる地域の名称(都市計画法施行規則第16条別記様式第2等)</p> <p>③ 工事施工者住所(都市計画法施行規則第16条別記様式第2等)</p> <p>④ 設計説明書(都市計画法施行規則第16条第3項)</p> <p>1) 開発区域内の土地の現況</p> <p>2) 土地利用計画</p> <p>3) 公共施設の整備計画</p> <p>⑤ 設計図(都市計画法施行規則第16条第4項表)</p> <p>1) 現況図(1/2,500以上)</p> <p>2) 土地利用計画図(1/1,000以上)</p> <p>3) 造成計画平面図(1/1,000以上)</p> <p>4) 排水施設計画平面図(1/1,500以上)</p> <p>5) 給水施設計画平面図(1/1,500以上)</p> <p>⑥ 開発区域位置図(1/50,000以上、開発区域の位置を表示した地形図)(都市計画法施行規則第17条第1項第1号、第2項)</p> <p>⑦ 開発区域区域図(1/2,500以上、開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要は範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界、準都市計画区域境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。)(都市計画法施行規則第17条第1項第2号、第3項)</p> <p>⑧ 津波災害特別警戒区域内における特定開発行為に係る工事に於いて、地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域の位置を表示した地形図(1/1,000以上)(都市計画法施行規則第17条第1項第6号及び同第4項)</p>	<p>許可を受けた内容を変更する場合は、原則として都道府県知事へ申請書を提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>軽微な変更については、遅滞なく届出することとされているが、不届出、虚偽の届出に対しては、罰則が設けられている。</p>	<p>情報の管理にかかる条項はない。</p>	<p>外部への情報の提供にかかる条項はない。</p>	<p>個人情報保護にかかる条項はない。</p>	<p>著作権保護にかかる条項はない。</p>	<p>特になし。</p>	<p>2.固有の法令規則に提供規定なし</p>	
33	開発許可登録簿	インフラ整備	#138開発許可	開発許可の状況を登録した登録簿。	<p>① 開発許可の年月日</p> <p>② 予定建築物等の用途</p> <p>③ 公共施設の種類の、位置及び区域</p> <p>④ 前3号に掲げるもののほか、開発許可の内容</p> <p>⑤ 用途地域の定められていない土地について定められた、建築物の建ぺい率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限の内容</p> <p>⑥ 前各号に定めるもののほか、国土交通省令で定める事項</p> <p>⑦ 添付図面</p> <p>土地利用計画図</p>	<p>都市計画法</p> <p>都市計画法施行規則</p> <p>開発許可制度運用指針(開発指針)</p> <p>東京都開発登録簿閲覧所閲覧規則</p> <p>【参考】千葉県開発登録簿閲覧規則</p>	<p>都道府県知事(指定都市、中核都市、特別市の区域内にあっては当該指定都市等の長)</p> <p>都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、都道府県知事へ申請書を提出し、許可を受けなければならないとされている。</p>	<p>公共施設の種類の、位置及び区域(都市計画法第47条第1項第3号)</p> <p>(都市計画法第47条第1項第6号 国土交通省令で定める事項として)開発許可に基づき地位を継承した者の住所(都市計画法施行規則第35条)</p> <p>(都市計画法第16条第4項より定めた)土地利用計画図(都市計画法施行規則第36条第2項)</p>	<p>都道府県知事は、完了検査を行い開発許可の内容に適合すると認めるときには、その旨を登録簿に付記することとされている。</p> <p>また、違反等を是正するための処分により内容が変動した場合には必要な修正を加えることとされている。</p>	<p>都道府県知事は、開発登録簿の保管が義務付けられており、その保管期間について、開発指針では、原則として永久とされている。</p>	<p>都道府県知事は、登録簿を常に公衆の閲覧に供するよう保管し、請求があったときは、その写しを交付しなければならないとされている。</p> <p>閲覧及び写しの交付をする際には閲覧票及び写し交付申請書(自治体により呼び方は異なる)を知事に提出しなければならない。</p>	<p>個人情報保護にかかる条項はない。</p>	<p>著作権保護にかかる条項はない。</p>	<p>特になし。</p>	<p>3.固有の法令に規則に基づいて提供可能</p> <p>「都道府県知事は、登録簿を常に公衆の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があったときは、その写しを交付しなければならない。」</p>	
34	浦安市宅地開発事業等標識設置届		#141工事案内板	浦安市が、秩序あるまちの整備及び快適な生活環境の保全を図り、計画的なまちづくりを推進することを目的に、宅地開発事業等を行うにあたり、建築確認などの法律で定められる手続きの前に、事業計画の届出をしたあと、市長との協議を行い、その協議内容について締結しなければならないとしたもの、義務付けられている標識を設置した際に届け出たもの。	<p>浦安市宅地開発事業等に関する条例</p> <p>浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則</p> <p>浦安市宅地開発事業等に関する条例等(平成23年10月)</p>	<p>市長(浦安市)</p>	<p>(浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則別記様式第4)</p> <p>① 写真(遠景、近景)</p> <p>② 標識設置位置図</p> <p>③ 周辺住民への説明資料</p> <p>(浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則第13条)</p> <p>① 開発地における公共施設等の配置計画、建築物等の配置計画及び廃棄物収集施設等、自動車駐車場、自転車駐車場、自転車駐車場その他敷地内施設の配置計画</p>	<p>事業者は、標識に記載した事項を訂正したときは、定められた事項を、遅滞なく市長に届け出なければならないとされている。</p>	<p>情報の管理にかかる条項はない。</p>	<p>情報の提供にかかる条項はない。</p>	<p>個人情報保護にかかる条項はない。</p>	<p>著作権保護にかかる条項はない。</p>	<p>特になし。</p>	<p>2.固有の法令規則に提供規定なし</p>		
35	宅地開発事業等台帳		#141工事案内板	浦安市が、秩序あるまちの整備及び快適な生活環境の保全を図り、計画的なまちづくりを推進することを目的に、宅地開発事業等を行うにあたり、建築確認などの法律で定められる手続きの前に、事業計画の届出をしたあと、市長との協議を行い、その協議内容について締結しなければならないとしたもの、標識設置届等があった場合、作成が義務付けられている台帳。	<p>浦安市宅地開発事業等に関する条例</p> <p>浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則</p>	<p>市長(浦安市)</p>	<p>① 事業者の住所</p> <p>② 開発地の位置</p>	<p>事前協議を開始したときまたは宅地開発事業等標識設置届の届出があったときは、定められた事項を記載した宅地開発事業に関する台帳を作成しなければならないとされている。</p>	<p>情報の更新にかかる条項はない。</p>	<p>情報の管理にかかる条項はない。</p>	<p>市長は、宅地開発事業等台帳を一般の閲覧に供しなければならないとされている。</p>	<p>個人情報保護にかかる条項はない。</p>	<p>著作権保護にかかる条項はない。</p>	<p>特になし。</p>	<p>2.固有の法令規則に提供規定なし</p>	